

山口県市町総合事務組合からの養護老人ホーム秋楽園組合の
脱退について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、平成31年3月
31日限り、山口県市町総合事務組合から養護老人ホーム秋楽園組合を脱退させる。

以上のとおり協議を行った。

平成31年3月27日

● ● ● ● ● 長
● ● ●
●
●

朱印

